

(参考) 運営規程について

運営規程の作成に当たって特に配慮が必要な項目については、次の記載例を参考にしてください。
なお、重要事項説明書についても、運営規程と内容が異なることのないよう、ご注意ください。

1 事業の実施区域

通常の実業の実施区域は、事業者が実際にサービスを提供できる範囲を定めるものです。

実施区域で定める範囲にかかわらず、実施区域外の利用者へのサービス提供を行うことは可能です。(地域密着型サービスについては、佐世保市の同意を得た他市町村からの指定を受けている場合を除き、佐世保市外の利用者へのサービス提供を行うことはできません。)

しかし、運営規程で定める実施区域は、利用者に対するサービスの提供拒否や実施区域を超えて送迎を行う場合の交通費の徴収、また、中山間地域等居住者サービス提供加算などの算定要件の適否の判断に関係するため、客観的に明確な範囲を定めておく必要があります。

(記載例 1)

通常の実業の実施区域は、佐世保市(〇〇町、〇〇町を除く。)とする。

(記載例 2)

通常の実業の実施区域は、〇〇圏域(日常生活圏域)とする。

(記載例 3)

通常の実業の実施区域は、〇〇中学校区及び△△中学校区とする。

(記載例 4)

通常の実業の実施区域は、〇〇支所の管轄区域とする。

<不適切な事例>

- ・通常の実業の実施区域は、佐世保市北部一円とする。
- ・通常の実業の実施区域は、佐世保市(合併町を除く。)とする。
- ・通常の実業の実施区域は、佐世保市(〇〇町以遠を除く。)とする。
- ・通常の実業の実施区域は、本事業所から10km以内(片道20分以内)の範囲とする。

2 利用料その他費用の額

(1) 介護報酬

(記載例 1)

〇〇サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)によるものとし、当該〇〇サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示による額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合を乗じた額とする。

(記載例 2)

〇〇サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)によるものとし、当該〇〇サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

(2) その他の費用の額 (サービスにより徴収できる費用が異なりますので、ご注意ください。)

(記載例 1)

利用料のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食費 朝食 〇〇円、昼食 〇〇円、夕食 〇〇円

(記載例 2)

利用料のほか、徴収する費用については、別紙のとおりとする。